

議第102号

平成30年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算

平成30年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ1,352,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の補正は、「第2表市債補正」による。

平成30年9月19日提出

京都市長 門川大作

提案理由

大阪府北部を震源とする地震に係る防災・減災対策に要する経費等を補正する必要があるので提案する。

2 第二市場・と畜場

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
7市債		千円 564,000	千円 27,000	千円 591,000
	1市債	564,000	27,000	591,000
歳入合計		1,325,000	27,000	1,352,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1市場・と畜場費		千円 1,325,000	千円 27,000	千円 1,352,000
	2市場整備費	588,109	27,000	615,109
歳出合計		1,325,000	27,000	1,352,000

第2表 市 債 補 正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補 正 額 <small>千円</small>	補 正 後 の 額 <small>千円</small>			
中央卸売市場第二市場施設整備費	564,000	27,000	591,000	証券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

--